



宮 崎 県 公 報

平成29年7月4日(火曜日)号外 第37号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

| 条 例 | 頁 |
|--------------------------------------|---|
| ○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… (財政課) 1 | ○県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 2 |
| | ○宮崎県がん対策推進条例の一部を改正する条例 (健康増進課) 6 |

本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第27号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
県立農業大学の組織改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第28号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴い、課税免除の対象となる事業を改正するため、及び地方税の課税免除又は不均一課税に係る措置が適用される期限を延長するため、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日等
この条例は、公布の日から施行し、一部の規定を除き、平成29年4月1日から適用することとしました。
- ◎ 宮崎県がん対策推進条例の一部を改正する条例 (条例第29号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
がん対策基本法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成29年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第27号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例 (平成12年宮崎県条例第9号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (手数料) 第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為 (次項及び附則第2項において「申請等」という。) により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。 (1)～(294) [略] | (手数料) 第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為 (次項及び附則第2項において「申請等」という。) により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。 (1)～(294) [略] |

(295) 県立農業大学校の農学部^の入学試験の実施 県立農業大学校入学試験手数料

(295)の2 県立農業大学校の農学部^の合格者の入学 県立農業大学校入学科

(296)～(453) [略]

2～5 [略]

別表第 1（第 2 条関係）

| 使用料 | 区 分 | 単 位 | 金 額 | 納 期 | 備 考 |
|---|----------|-----|-----|-----|-----|
| [略] | | | | | |
| 11 農業 大学校 授業料 及び農 業大学 校宿泊 室等使 用料 | 授 業 料 | 農学部 | [略] | | |
| [略] | | | | | |

別表第 2（第 3 条関係）

| 手数料 | 区 分 | 単 位 | 金 額 | 備 考 |
|--|-----|-----|-----|-----|
| [略] | | | | |
| 295 県 立農業 大学校 入学試 験手数 料 | 農学部 | | [略] | |
| 295の2 県立 農業大 学校入 学科 | 農学部 | | [略] | |
| [略] | | | | |

(295) 県立農業大学校の入学試験の実施 県立農業大学校入学試験手数料

(295)の2 県立農業大学校の合格者の入学 県立農業大学校入学科

(296)～(453) [略]

2～5 [略]

別表第 1（第 2 条関係）

| 使用料 | 区 分 | 単 位 | 金 額 | 納 期 | 備 考 |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| [略] | | | | | |
| 11 農業 大学校 授業料 及び農 業大学 校宿泊 室等使 用料 | 授業料 | | [略] | | |
| [略] | | | | | |

別表第 2（第 3 条関係）

| 手数料 | 区 分 | 単 位 | 金 額 | 備 考 |
|--|-----|-----|-----|-----|
| [略] | | | | |
| 295 県 立農業 大学校 入学試 験手数 料 | | | [略] | |
| 295の2 県立 農業大 学校入 学科 | | | [略] | |
| [略] | | | | |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第28号

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例（昭和39年宮崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区域、地区又は地域において、それぞれ当該各号に定める者に対して課する県税の課税免除又は不均一課税を行うことにより、当該区域、地区又は地域における工業開発の促進及び産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下この号において「過疎法」という。）第2条第2項の規定により公示された市町村の区域（過疎法第33条第2項の規定により</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区域、地区又は地域において、それぞれ当該各号に定める者に対して課する県税の課税免除又は不均一課税を行うことにより、当該区域、地区又は地域における工業開発の促進及び産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下この号において「過疎法」という。）第2条第2項の規定により公示された市町村の区域（過疎法第33条第2項の規定により</p> |

過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。)内において製造の事業、情報通信技術利用事業(過疎法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者及び畜産業又は水産業を行う個人

(2)～(4) [略]

(5) 地域再生法(平成17年法律第24号)第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域(第6条において「地方活力向上地域」という。)内において同法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号。以下「総務省令第73号」という。)第2条第1号に規定する特別償却設備(第6条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者

(過疎地域における県税の課税免除)

第2条 過疎地域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度(個人の行う畜産業及び水産業に対するものにあつては、5箇年度)のものに限る。

(1) 事業税 次のア及びイに掲げるもの

ア 過疎地域として公示された日から平成29年3月31日までの期間(当該過疎地域が過疎地域でなくなったときは、当該公示の日から過疎地域でなくなった日までの期間)内に過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号。以下「自治省令第20号」という。)第1条第1項第1号イに規定する特別償却設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして自治省令第20号第2条の規定により計算した額に対して課するもの

イ [略]

(2)・(3) [略]

(指定離島振興地域における県税の課税免除)

第3条 指定離島振興地域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税の課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度(個人の行う畜産業、水産業又は薪炭製造業に対するものにあつては、5箇年度)のものに限る。

(1) 事業税 次のア及びイに掲げるもの

ア 指定離島振興地域として公示された日(その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下同じ。)から平成29年3月31日までの期間(当該指定離島振興地域が指定離島振興地域でなくなったときは、指定離島振興地域として公示された日から指定離島振興地域でなくなった日までの期間)内に自治省令第1号第2条第1号イに規定する特別償却設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者

過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。)内において製造の事業、農林水産物等販売業(過疎法第30条に規定する農林水産物等販売業をいう。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者及び畜産業又は水産業を行う個人

(2)～(4) [略]

(5) 地域再生法(平成17年法律第24号)第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域(第6条において「地方活力向上地域」という。)内において同法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号。以下「総務省令第73号」という。)第2条第1号に規定する特別償却設備(第6条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者

(過疎地域における県税の課税免除)

第2条 過疎地域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度(個人の行う畜産業及び水産業に対するものにあつては、5箇年度)のものに限る。

(1) 事業税 次のア及びイに掲げるもの

ア 過疎地域として公示された日から平成31年3月31日までの期間(当該過疎地域が過疎地域でなくなったときは、当該公示の日から過疎地域でなくなった日までの期間)内に過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号。以下「自治省令第20号」という。)第1条第1項第1号イに規定する特別償却設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして自治省令第20号第2条の規定により計算した額に対して課するもの

イ [略]

(2)・(3) [略]

(指定離島振興地域における県税の課税免除)

第3条 指定離島振興地域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税の課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度(個人の行う畜産業、水産業又は薪炭製造業に対するものにあつては、5箇年度)のものに限る。

(1) 事業税 次のア及びイに掲げるもの

ア 指定離島振興地域として公示された日(その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下同じ。)から平成31年3月31日までの期間(当該指定離島振興地域が指定離島振興地域でなくなったときは、指定離島振興地域として公示された日から指定離島振興地域でなくなった日までの期間)内に自治省令第1号第2条第1号イに規定する特別償却設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者

」という。)について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして自治省令第1号第3条の規定により計算した額に対して課するもの

イ [略]

(2)・(3) [略]

(同意集積区域における県税の課税免除)

第4条 同意集積区域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 不動産取得税 企業立地促進法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日(当該同意の日が平成29年3月31日までに行われたものに限る。以下「産業集積基本計画の同意日」という。)から起算して5年(同意集積区域が同意集積区域でなくなったときは、産業集積基本計画の同意日から同意集積区域でなくなった日までの期間)内に承認企業立地計画に従い総務省令第94号第3条に規定する対象施設(以下この条において「対象施設」という。)を設置した指定集積事業者(以下この条において「施設設置者」という。)について、当該対象施設の用に供する家屋(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(産業集積基本計画の同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの

(2) [略]

(半島振興法に基づく計画区域における県税の不均一課税)

第5条 宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号。以下「県税条例」という。)第32条、第32条の4、第36条及び第75条の規定にかかわらず、計画区域においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 事業税 認定産業振興促進計画に記載された半島振興法第9条の2第2項第4号に規定する計画期間(以下この条において「計画期間」という。)の初日から平成29年3月31日までの期間(当該計画期間の末日が同月31日前である場合には当該計画期間とし、同日前に同法第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月31日前に同法第9条の7第1項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る同法第9条の5第1項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。)内に半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号。以下「自治省令第16号」という。)第1条第1号に規定する特別償却設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)の当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち、当該設

」という。)について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして自治省令第1号第3条の規定により計算した額に対して課するもの

イ [略]

(2)・(3) [略]

(同意集積区域における県税の課税免除)

第4条 同意集積区域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 不動産取得税 企業立地促進法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日(当該同意の日が平成30年3月31日までに行われたものに限る。以下「産業集積基本計画の同意日」という。)から起算して5年(同意集積区域が同意集積区域でなくなったときは、産業集積基本計画の同意日から同意集積区域でなくなった日までの期間)内に承認企業立地計画に従い総務省令第94号第3条に規定する対象施設(以下この条において「対象施設」という。)を設置した指定集積事業者(以下この条において「施設設置者」という。)について、当該対象施設の用に供する家屋(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(産業集積基本計画の同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの

(2) [略]

(半島振興法に基づく計画区域における県税の不均一課税)

第5条 宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号。以下「県税条例」という。)第32条、第32条の4、第36条及び第75条の規定にかかわらず、計画区域においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 事業税であって、認定産業振興促進計画に記載された半島振興法第9条の2第2項第4号に規定する計画期間(以下この条において「計画期間」という。)の初日から平成31年3月31日までの期間(当該計画期間の末日が同月31日前である場合には当該計画期間とし、同日前に同法第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月31日前に同法第9条の7第1項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る同法第9条の5第1項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。)内に半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号。以下「自治省令第16号」という。)第1条第1号に規定する特別償却設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)の当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち

備に係るものとして、自治省令第16号第2条で定める算式によって計算した額に対して初年度以降課する事業税 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率

ア～ウ [略]

(2) 不動産取得税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（計画期間の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税 100分の 0.4（土地については 100分の 0.3）

(3) 固定資産税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産（計画期間の初日以後において取得したものに限る。）に対して初年度以降課する固定資産税 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率

ア～ウ [略]

（地方活力向上地域における県税の不均一課税）

第6条 県税条例第32条、第32条の4、第36条及び第75条の規定にかかわらず、地方活力向上地域においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 事業税 平成27年10月8日から平成30年3月31日までの期間内に、地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者（同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を設置し、又は増設したものについて、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち、当該特別償却設備に係るものとして、総務省令第73号第3条第1項の規定により計算した額に対して初年度以降課する事業税 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率

ア～ウ [略]

(2) 不動産取得税 平成27年10月8日から平成30年3月31日までの期間内に、地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者であって、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を設置し、又は増設したもの（次号において「特別償却設備設置者」という。）について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（平成27年10月8日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税 100分の 0.4（土地については 100分の 0.3）

(3) 固定資産税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産（平成27年10月8日以後において取得したものに限る。）に対して初年度以降課する固定資産税 次の表の左欄に掲げる事業及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率

、当該設備に係るものとして、自治省令第16号第2条の規定により計算した額に対して初年度以降課するもの 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率

ア～ウ [略]

(2) 不動産取得税であって、特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（計画期間の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの 100分の 0.4（土地については 100分の 0.3）

(3) 固定資産税であって、特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産（計画期間の初日以後において取得したものに限る。）に対して初年度以降課するもの 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率

ア～ウ [略]

（地方活力向上地域における県税の不均一課税）

第6条 県税条例第32条、第32条の4、第36条及び第75条の規定にかかわらず、地方活力向上地域においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 事業税であって、平成27年10月8日から平成30年3月31日までの期間内に、地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者（同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）で、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を設置し、又は増設したものについて、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち、当該特別償却設備に係るものとして、総務省令第73号第3条の規定により計算した額に対して初年度以降課するもの 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率

ア～ウ [略]

(2) 不動産取得税であって、平成27年10月8日から平成30年3月31日までの期間内に、地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者で、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を設置し、又は増設したもの（次号において「特別償却設備設置者」という。）について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（平成27年10月8日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの 100分の 0.4（土地については 100分の 0.3）

(3) 固定資産税であって、特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産（平成27年10月8日以後において取得したものに限る。）に対して初年度以降課するもの 次の表の左欄に掲げる事業及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率

[略]

[略]

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の県税の課税免除等の特例に関する条例第 1 条第 1 号及び第 2 条から第 5 条までの規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

宮崎県がん対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 7 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 29 号

宮崎県がん対策推進条例の一部を改正する条例

宮崎県がん対策推進条例（平成 24 年宮崎県条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(県の責務)</p> <p>第 2 条 県は、国、市町村、医療機関、医療関係団体及びがん患者、その家族等で構成される民間団体その他の関係団体（以下「関係団体等」という。）と連携を図りつつ、がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）<u>第 11 条第 1 項</u>の規定により県が策定するがん対策推進計画に従い、本県の特性に応じた施策を実施するものとする。</p> <p>(県民の役割)</p> <p>第 5 条 県民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(がんの予防及び早期発見の推進)</p> <p>第 7 条 県は、がんの予防及び早期発見に資するため、関係団体等と連携し、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。</p> <p>(1) 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する正しい知識の普及及び啓発</p> <p>(2)～(8) [略]</p> <p>(緩和ケアの推進)</p> <p>第 9 条 県は、がん患者が治療の初期の段階からその病状等に応じた緩和ケア（がん患者の身体的又は精神的な苦痛の緩和、社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護、介護、相談その他の行為をいう。以下同じ。）を受けられることができるよう、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(がん患者及びその家族等に対する支援)</p> <p>第 12 条 県は、がん患者の生活の質の向上及びがん患者、その家族等の精神的又は社会生活上の不安等の軽減のため、医療機関等と連携し、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、がん患者の生活の質の向上及びがん患者、その家族等の精神的又は社会生活上の不安等の軽減のために必要な施策</p> | <p>(県の責務)</p> <p>第 2 条 県は、国、市町村、医療機関、医療関係団体及びがん患者、その家族等で構成される民間団体その他の関係団体（以下「関係団体等」という。）と連携を図りつつ、がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）<u>第 12 条第 1 項</u>の規定により県が策定するがん対策推進計画に従い、本県の特性に応じた施策を実施するものとする。</p> <p>(県民の役割)</p> <p>第 5 条 県民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響、<u>がんの原因となるおそれのある感染症</u>等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(がんの予防及び早期発見の推進)</p> <p>第 7 条 県は、がんの予防及び早期発見に資するため、関係団体等と連携し、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。</p> <p>(1) 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響<u>並びにがんの原因となるおそれのある感染症</u>に関する正しい知識の普及及び啓発</p> <p>(2)～(8) [略]</p> <p>(緩和ケアの推進)</p> <p>第 9 条 県は、がん患者が<u>がんと診断された時から</u>その病状等に応じた緩和ケア（がん患者の身体的又は精神的な苦痛の緩和、社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護、介護、相談その他の行為をいう。以下同じ。）を受けられることができるよう、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(がん患者及びその家族等に対する支援)</p> <p>第 12 条 県は、がん患者の生活の質の向上及びがん患者、その家族等の精神的又は社会生活上の不安等の軽減のため、医療機関等と連携し、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>事業者に対するがん患者の就労に関する知識の普及及び啓発</u></p> <p>(4) <u>小児がんの患者その他のがん患者が必要な教育と適切な治療を継続的かつ円滑に受けるための環境の整備</u></p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、がん患者の生活の質の向上及びがん患者、その家族等の精神的又は社会生活上の不安等の軽減のために必要な施策</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

